全建労発第 70 号
平成 30 年 2 月 23 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会
専務理事　伊藤　淳
（公印省略）

平成 30 年 4 月からの無期転換ルールの本格化に向けた要請について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請については、平成 29 年 9 月 20 日付け全建労発第 41 号においてお知らせしたところですが、このたび厚生労働大臣から、改めて別添のとおり、平成 30 年 4 月からの無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、周知啓発に向けた協力要請がありました。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

担当：労働部　又木

平成30年２月８日

関係団体　各位

平成30年４月からの無期転換ルールの本格化に向けた要請書

労働基準行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成25年４月に施行の改正労働契約法第18条に規定された「同一の使用者との間で有期労働契約が更新されて通算５年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる仕組み」（以下、「無期転換ルール」という。）は、雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現することで、労働者が長期的なキャリア形成を図ることを可能とするとともに、企業にとっても優秀な人材の確保を可能とするものです。

これまで、厚生労働省においては、無期転換を申し込む権利が本格的に発生することが見込まれる平成30年４月１日まで残り約半年となる時期を捉えて、昨年９月から10月までを「無期転換ルール取組促進キャンペーン」と定め、集中的な周知広報の取組を行ったところであり、貴会におかれましても、会員企業・団体等に対する周知啓発にご協力いただいたところです。

一方、平成30年４月１日まで残りわずかとなり、一部報道において、有期契約労働者を多く雇用する業界における無期転換ルールへの対応について取り上げられるなど、無期転換ルールの円滑な導入に向けた社会的関心が高まりつつある状況にあります。

無期転換ルールへの対応にあたりましては、無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止め等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、慎重な対応が必要です。

また、無期転換ルールに対応するための人事制度の検討や就業規則などの関係諸規程の整備が未了の企業におかれては、早急な対応が必要であるほか、紛争を未然に防止するため、無期転換申込権や構築した人事制度について、事前に労働者へ説明することも重要です。

厚生労働省においては、労働契約法の趣旨を踏まえた無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、新たに「無期転換ルール緊急相談ダイヤル」を設置するなど、平成30年４月に向けて、より一層の周知啓発に取り組んでまいります。

つきましては、貴会におかれましても、改めて無期転換ルールの趣旨を御理解いただき、同ルールの円滑な導入が図られるよう、会員企業・団体等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣

加藤勝信

無期転換ルール
緊急相談ダイヤル

ナビダイヤル®

円満に無期(むき)になろう

0570-069276

受付時間（月～金　8:30～17:15）

※上記ダイヤルは、発信地域から最寄りの労働局へ繋がります。

- 固定電話からの通話料は10.8円/90秒（２０ｋｍまで、距離によって変わります）
- 携帯電話からの通話料は10.8円/20秒となります。
- 050番号帯ＩＰ電話等からはご利用いただけません。
- 裏面の『無期転換ルール特別相談窓口』にも直接ご相談いただけます。

無期転換ルールに関するあらゆるご相談を受け付けています。

たとえば…

- すでに５年を超えて働いているけど、申込みはいつできるのでしょうか？
- いつの労働契約から、通算５年をカウントするのかを教えてほしい。
- 通算５年を超えたら自動的に無期転換されるの？
- 申込みは口頭でも大丈夫でしょうか？
- 申込みをしたら、いつから無期転換されるのでしょうか？
- 次の契約から無期契約を申し込もうと思ってたけど、会社に契約更新しないと言われました。

厚生労働省　都道府県労働局

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、
無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、
労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

○有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

○契約更新上限を設けた上で、クーリング期間を設定し、期間経過後に再雇用を約束した上で雇止めを行うことなどは、法の趣旨に照らして望ましいものとは言えません。

○契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

「無期転換ルール」に関する情報・お問い合わせはこちら

無期転換ルール特別相談窓口（都道府県労働局雇用環境・均等部(室)）

北海道労働局	011-709-2715	石川労働局	076-265-4429	岡山労働局	086-225-2017
青森労働局	017-734-4211	福井労働局	0776-22-3947	広島労働局	082-221-9247
岩手労働局	019-604-3010	山梨労働局	055-225-2851	山口労働局	083-995-0390
宮城労働局	022-299-8844	長野労働局	026-227-0125	徳島労働局	088-652-2718
秋田労働局	018-862-6684	岐阜労働局	058-245-1550	香川労働局	087-811-8924
山形労働局	023-624-8228	静岡労働局	054-252-5310	愛媛労働局	089-935-5222
福島労働局	024-536-4609	愛知労働局	052-857-0312	高知労働局	088-885-6041
茨城労働局	029-277-8295	三重労働局	059-226-2110	福岡労働局	092-411-4894
栃木労働局	028-633-2795	滋賀労働局	077-522-6648	佐賀労働局	0952-32-7167
群馬労働局	027-896-4739	京都労働局	075-241-3212	長崎労働局	095-801-0050
埼玉労働局	048-600-6210	大阪労働局	06-6949-6494	熊本労働局	096-352-3865
千葉労働局	043-221-2307	兵庫労働局	078-367-0820	大分労働局	097-532-4025
東京労働局	03-3512-1611	奈良労働局	0742-32-0210	宮崎労働局	0985-38-8821
神奈川労働局	045-211-7380	和歌山労働局	073-488-1170	鹿児島労働局	099-223-8239
新潟労働局	025-288-3527	鳥取労働局	0857-29-1709	沖縄労働局	098-868-4380
富山労働局	076-432-2740	島根労働局	0852-31-1161		

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の１つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。http://muki.mhlw.go.jp/

無期転換サイト	検　索

【H30.2】

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」のご案内

- ○無期転換ルールの概要
- ○無期転換制度の導入のポイント
- ○無期転換制度導入企業の事例紹介
- ○厚生労働省が行っている支援策
- ○よくある質問に関するQ&A
- ○特別相談窓口のご案内

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」
http://muki.mhlw.go.jp

無期転換サイト　検索